広島県福山港地方港湾審議会議事録

1　日　　時　　平成 30 年 3 月 1 日（月）　13：30～13：55

2　場　　所　　福山市三吉町１丁目１番１号
広島県福山庁舎第１庁舎１４１会議室

3　出 席 委 員

福山大学工学部教授	田　辺　和　康
備後海運協同組合代表理事（代理）	岡　田　雄　二
広島県倉庫協会備後部会	喜多村　久　至
中国地方港運協会福山支部支部長	大　山　茂　生
尾道地区旅客船協会会長（代理）	沖　本　正　志
JFE スチール（株）西日本製鉄所（福山地区）総務部長	藤　井　久　敬
鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長	羽　田　幸　三
広島県議会議員	宇　田　　伸
福山市議会議員	徳　山　威　雄
福山市議会議員	池　上　文　夫
福山税関支署長（代理）	前　田　正　徳
中国運輸局尾道海事事務所長	波戸岡　健　吾
中国地方整備局長（代理）	正　岡　　孝
福山海上保安署長（福山港長）	佐々木　賢　一
福山市長（代理）	岡　本　浩　男
広島県土木建築局空港港湾部長	宮　津　智　文

委員１９名中１６名出席（代理出席５名含む）

4　議　　題　　福山港港湾計画の変更（軽易な変更）について

5　担 当 部 署　　広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL（０８２）５１３－４０２５（ダイヤルイン）

6　会議の内容
（１）開会
（２）港湾管理者挨拶
（３）委員紹介
（４）議事
（５）その他
（６）閉会

会　　長	本日は，年度末という何かとお忙しいなか，このようにしてお集まりいただきまして改めましてお礼申し上げます。 早速でございますが，本日の審議会は，委員 19 名中 16 名の委員が出席されております。したがいまして，広島県地方港湾審議会条例第 7 条の規定により，本審議会は有効に成立しております。 それでは，議事に入らせていただきます。 本議案は，「福山港港湾計画の変更について」でございます。 本件は，お手元に「諮問書の写し」がございますが，平成 30 年 3 月 1 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。内容につきましては，これより事務局のほうからご説明がございます。よろしくお願いします。
事 務 局	それでは，福山港港湾計画変更（案）につきまして，前の画面でご説明いたします。お手元にも資料－ 7 としてお配りしておりますので，あわせてご覧ください。 早速ですが，本日ご審議いただく資料の「福山港港湾計画書（案)」の内容につきましてご説明いたします。 港湾計画でございますが，港湾計画は港湾法の規定により港湾管理者が港湾計画を策定し地方港湾審議会に諮問して意見を聞くこととなっております。また，港湾計画に定める事項については港湾法施行令に規定されており，港湾開発などの方針，港湾施設の規模及び配置などの事項について定めることになっております。審議会に諮問いたします港湾計画はその計画変更の内容により，計画を前面的に見直す改訂と部分的に見直す一部変更,変更の規模が小さい軽易な変更の 3 種類あり,本日ご審議いただく案件は港湾法施行規則の規定により変更の規模が小さい「軽易な変更」となります。なお，軽易な変更の場合は，本審議会の答申を受けたのち，国土交通大臣へ港湾計画書を送付した後，公示することとなります。 今回の変更箇所は，内港地区，一文字地区，沖浦地区でございます。 変更内容につきましては，内港地区における土地利用計画の変更と一文字地区及び沖浦地区における港湾施設の利用に関する位置づけ，あわせて公共埠頭計画の変更を行うものでございます。 内港地区の変更理由でございますが，内容が福山市立大学の施設拡張に

対応するものですので，初めに福山市立大学の概要から説明させていただきます。

福山市立大学は，福山市北本庄に設置されていた福山市立女子短期大学を母体に平成 23 年に 4 年制大学として内港地区に開学した公立大学でございます。大学の特色としましては，全国に先駆け４学期制を採用しております。　4 学期制では，同じ授業を週２回実施するため短期間に集中して履修でき，高い学習効果が期待されています。

また，少人数ゼミによる教育の実施や体験活動による担当職員や学生同士の対話を通じ基礎から専門的な内容まで充実した授業を展開しています。現在大学のキャンパスとしては，内港地区の港町キャンパスと前身の女子短期大学が立地していた北本庄キャンパスの 2 か所を有しております。港町キャンパスにおいては，教育学部，都市経営学部及び大学院研究科を合せて約 1,100 人の学生が在学しております。これら学生や教員の活動では，地域をフィールドとした教育研究にも取り組むなど福山市の活性化や活力向上においても大きな役割を担っているところでございます。

次に，福山市立大学が抱える課題を 3 点ご説明いたします。

一つ目は，専任教員等の研究室等の不足でございます。大学では，学生や教職員が地域と連携して取り組むカリキュラム等を展開していく予定であり，そのためには新たな教員研究室の確保が必要となっております。

二つ目は，課外活動施設等の不足でございます。北本庄キャンパスにおいて，旧短期大学の既存施設の一部を課外活動のための施設として使用していましたが，老朽化が著しく使用禁止の施設も発生してきております。また，学生の学習場所や交流のための場所も不足し，課外の活動施設とともに必要な状況がございます。

三つ目は，学生負荷の軽減でございます。内港地区の港町キャンパスにはグラウンド施設がないため，現在は約５ｋｍ離れた北本庄キャンパスまで移動せざるを得ず，負担を強いている状況がございます。

こうした大学が抱える課題に対応し，さらに魅力ある大学づくりを進めていくためには，内港地区の港町キャンパスへ早期の機能集約や機能充実が求められているところでございます。

このため，大学を運営している福山市のほうから，昨年度，港町キャン

パスに近い県有地0.8ヘクタールに対し，学生活動や地域交流などの拠点施設や多目的グラウンドを設置するものとして，土地利用計画の変更要請がございました。

この県有地は，昭和 30 年代に建てられた港湾上屋を中心に利用が行われてきた土地でございますが，その後，平成6年の一部変更の際に，臨海部の活性化を図っていくものとして交流厚生用地として位置付けをしましたが，現在も県営上屋や民間倉庫が立地している状況でございます。また，今回の大学施設の拡張に伴う人流・交流の推進は内港地区のさらなる活性化が見込まれるものであり，これまで位置付けていた福山港の「交流拠点ゾーン」の方針にも合致するものでございます。

こうした経緯による今回の土地利用計画の内容でございます。図に示すとおり大学施設のための用地として交流厚生用地の一部0.8ヘクタールを都市機能用地に変更するものでございます。また，表には港湾関連用地0.1ヘクタールを都市機能用地に変更することも含んでおります。この用地は過去，港湾関連の利用がなされていた経緯がありましたが，周辺との一体的な利用計画として，今回の変更時にあわせて位置付けたいと考えております。

続きまして，一文字地区と沖浦地区の港湾利用についての説明でございます。初めに両地区の公共岸壁の概要からご説明いたします。表中には現在供用している福山港の公共岸壁を示しております。

一文字地区には，新涯側に水深5メートルの岸壁が2バース，延長 210 メートル，一文字側に水深 5.5 メートルの岸壁が5バース延長 450 メートルを有しております。また，沖浦地区には水深 4.5 メートルの岸壁が7バース，延長 420 メートルを有しております。これら両地区に，箕島と箕沖地区を合わせた，福山港の公共岸壁の取扱貨物量においては，平成 29 年度実績で一文字地区が約6パーセント，沖浦地区が約9パーセントの取扱量を占めております。

次に現在の両地区における取扱貨物の内訳でございます。

一文字地区ではセメントの移入が多く，沖浦地区では鋼材や重油が多く取り扱われております。次に一文字地区，沖浦地区の利用状況でございます。両地区の公共岸壁は，近年先ほどのような取扱貨物の荷役を行ってい

ないときには，待機や給水などの利用も多く，平成 28 年の両地区の係留状況からも，こうした荷役以外の利用隻数が荷役の利用隻数を上回っている状況がございます。

また，今後，箕島地区や箕沖地区に，新規整備によるバース延長増が見込まれるとともに，両地区のバース利用は，こうした荷役以外の利用形態が当面は，続いていくものと想定されます。福山港の既存施設の機能を有効活用し，機能分担を図っていくものとして，今回，港湾計画において港湾利用に係る施設の位置づけを行うものでございます。

これらのことから一文字地区の水深 5.5 メートル岸壁の 5 バース，水深 5 メートル岸壁の１バース，また，沖浦地区の水深 4.5 メートル岸壁の 7 バースについて，今回，貨物船，作業船の待機並びに物資補給の用に対応する施設として位置付けたいと考えております。

お配りしております資料５の港湾計画書（案）に，これまで説明しました変更内容を港湾計画書の記載方法に従って，記述しております。

以上で，港湾計画の変更案についての説明を終わります。

会　　長　説明ありがとうございました。内港地区の土地利用計画の変更，一文字地区および沖浦地区の港湾施設の利用，このことにつきましてご説明がございましたが，質問意見等がございましたらお願いします。

委　　員　ただ今お話があった内容について，前向きに色々と受けとめたいというふうな観点のなかで，何点か質問を含めて意見を述べさせていただきます。

一文字地区，沖浦地区についてですが，確かに船が着いていないときの荷役がないことがある訳ですが,そのところでは県の土地の上に上屋があって，そこで普段から作業をしている実態がある。そこに船が着いて船員さんが降りてこられるというふうな実態が，今もそれに近い実態があると聞いているが，その中で一番危惧されるのが安全面の確保ということになると思います。事故が起きてからでは遅いということで，何らかの対策というかルールづくりを含めて必要になると思っております。そのあたりについての考え方をお聞かせいただけたらなと思います。

事 務 局　埠頭内の安全確保は，港湾を運営していくなかで最優先で取り組むべき

課題であるというふうに認識しております。そうしたなか先ほどのご意見の中にあったように荷役作業と，係留船舶からの人との輻輳というような実態について，現地の状況をしっかりと把握するとともに，関係者のみなさまの意見を聞きながら,安全対策をしっかりと検討してまいりたいと思っております。

委　　員　よろしくお願いします。何にしても人と作業の分離ということになると思いますので，ルールづくりとルールが決まったものに対してどのように徹底していくのかというところまで含めて，もし何かあったときにどこを窓口に話をしたら良いのかを決めていただきたいと思いますのであわせてお願いしたいと思います。

会　　長　その他にご意見ございませんか。市立大学の関係で内港地区の土地利用の変更に関しましては何かご意見はございませんか。

一文字地区，沖浦地区について他に意見はございませんか。

それでは,一文字地区と沖浦地区についてはご意見がございましたので,今後の対応についてよろしくお願いいたします。

それでは，これより答申案のとりまとめに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは諮問された福山港港湾計画の変更につきまして原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございました。

異議がないようでございます。原案を適当と認め答申することと致します。

答申につきましては，事務局において作成していただき，それを私が確認したうえで，知事に答申するということとしたいと思います。

以上をもちまして，本日の審議を終了することといたします。

それでは，進行を事務局にお返し致します。本日はどうもご審議のほどありがとうございました。

事 務 局　委員のみなさまには，本日，港湾計画の変更につきまして，ご審議いただきまして，またご承認いただきまして誠にありがとうございます。前回

	の１月 15 日の審議に引き続きまして，今回ご審議いただき本当にありがたいと思っております。本日ご審議いただきました港湾計画の変更につきましては，港湾計画書と審議会の答申文書を国土交通大臣に送付，県報告示という手続きを取ってまいります。今後とも福山港の機能強化に向けまして県としても一層頑張って参ります。皆様方のご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。 本日は大変ありがとうございました。
事　務　局	それでは，これをもちまして広島県福山港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　13:55

7　会議の資料名一覧

（１）広島県福山港地方港湾審議事次第
（２）広島県福山港地方港湾審議会名簿
（３）広島県福山港地方港湾審議会配席図
（４）「福山港港湾計画の変更について」諮問書の写し
（５）福山港港湾計画書（案）軽易な変更
（６）参考法令
（７）福山港地方港湾審議会資料（パワーポイント）

以上